

**感染症サーベイランスシステム
アカウント管理に係る規約・ルール等
医療機関等システム利用管理者・一般利用者向け**

第1.0版

令和6年3月29日

本書の目的

- 本書は、感染症サーベイランスシステムの利用者（利用予定の方を含む）のうち、特に医療機関等のシステム利用管理者及びシステム一般利用者みなさまに向けて想定しているルール等を明確化することを目的としています。
- なお、本資料の内容に加え、「感染症サーベイランスシステム 研修資料（医療機関向け）」（特に、「4.感染症サーベイランスシステムの情報セキュリティに関するご案内」）も併せてご参照いただき、適切なアカウント管理をお願いいたします。

医療機関等における利用者アカウントの申請に係る前提

- システムの利用に当たっては、「**利用規約（感染症サーベイランスシステム）**」への同意を前提とし、「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン**」に準じた**利用者ごとのアカウントが必要**となります。なお、下記に該当する方は、**同一のシステム利用者であっても複数アカウントが必要**となります。

- ・ 複数の報告業務を行う方
全数報告が可能な「医療機関（全数）」アカウントと定点報告が可能な「医療機関（定点）」アカウント、動物の感染症報告が可能な「動物診療施設」アカウントはそれぞれ独立しているため、**担当する業務ごとにアカウントが必要**となります。
- ・ 複数の施設に所属されている方
医療機関等からの発生届は、管轄の保健所にもみ報告可能、かつ、施設ごとに届出が管理されるため、**複数の医療機関等に所属される方は施設ごとに個人のアカウントが必要**となります。

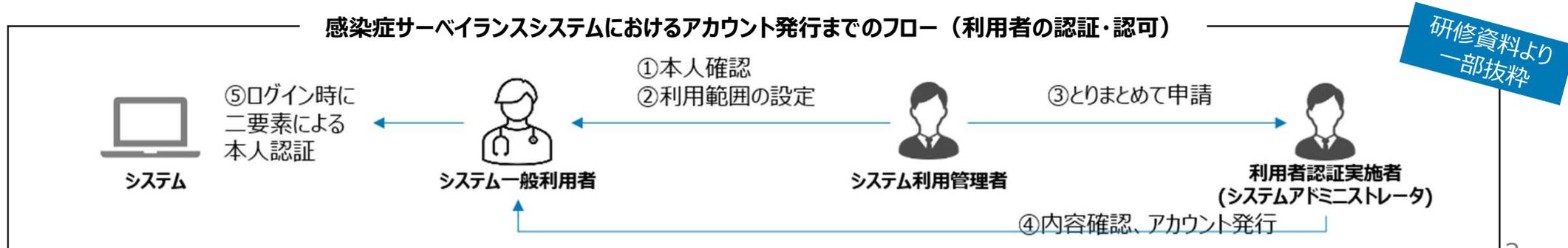
（参考）最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」をご参照ください。

- 利用者アカウントは、管轄の都道府県等または保健所から発行されます。**医療機関毎に設置いただく「システム利用管理者」を介して管轄の自治体窓口への申請**をお願いいたします。

- ・ 管轄の自治体により申請方法が異なる可能性がありますので、詳細な申請の手続きは管轄の自治体のHPをご参照いただくか、必要に応じて管轄の保健所の担当窓口へお問い合わせください。管轄する保健所が不明な場合は、厚生労働省HPの「[保健所管轄区域案内](#)※1」をご確認ください。

- 利用者アカウントの情報については、利用者認証実施者(システムアドミニストレータ)によるシステム登録作業後、対象の利用者宛に直接送付されます。システムへの初回ログイン時には、パスワードの変更が求められます。

（※）ログイン後は、各利用者が適宜、連絡先メールアドレス・パスワード・二要素認証の通知先の変更を行うことが可能です。



※1 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

システム利用管理者による申請者の本人確認（身元確認）のタイミングと流れ（1/2）

- 「利用規約（感染症サーベイランスシステム）」に記載のとおり、システム利用管理者には所属する施設においてシステム一般利用者のシステム利用の管理をお願いしております。各施設のセキュリティルールも踏まえた適切な利用をお願いいたします。
- 所属する施設における本人確認（身元確認）については、アカウント管理に係る各種想定を提示することにより、各施設で一定水準以上の対応ができることを目指しています。システム一般利用者の「新規アカウント発行」及び「アカウントの変更（利用者名）」のタイミングでは、次頁を参考に、申請者の本人確認（身元確認）を適切に行っていただくようお願いいたします。

システム利用管理者による 申請者情報の本人確認（身元確認※）が発生するタイミング

アカウント管理が発生するタイミング		システム利用管理者による 申請者の本人確認 （身元確認）の実施要否
大分類	中分類	
新規作成	新規アカウントの発行	○
変更	アカウントの変更（利用者名）	○
	アカウントの変更（利用者名以外）	×
	アカウントのパスワード初期化	×
削除	アカウントの削除	×

【凡例】 ○：実施、×：基本的には実施不要

※ デジタル庁の「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」では以下のとおり定義される。

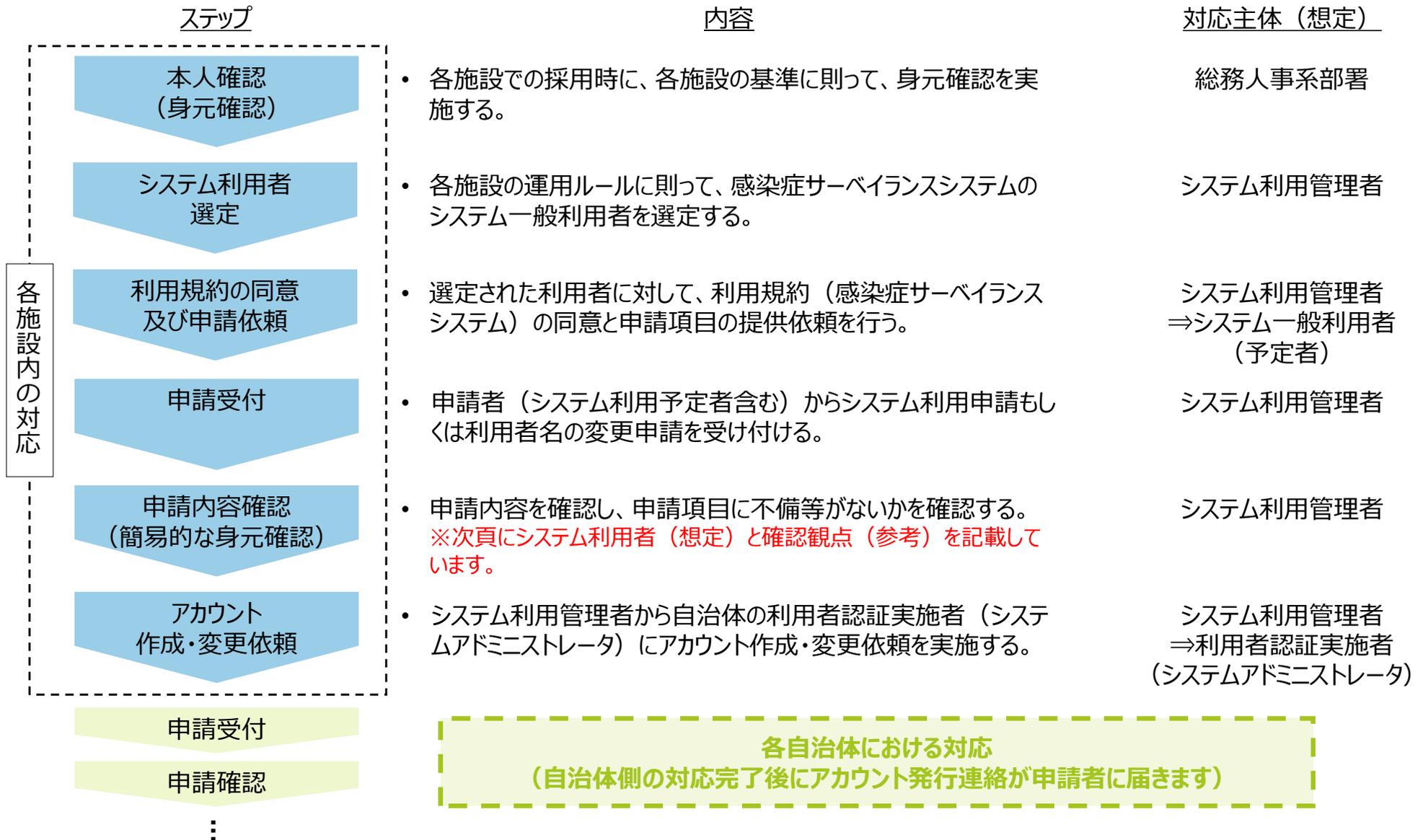
<身元確認>

手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのこと。この確認プロセスは、一般的には、個人の場合、氏名、住所、生年月日、性別、法人等の場合、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号等について、当該情報を証明する書類の提示を求めるなどにより実施される。

システム利用管理者による申請者の本人確認（身元確認）のタイミングと流れ（2/2）

■ 前頁の続き。

アカウント管理の流れ（参考）



医療機関等におけるシステム利用者（想定）と確認観点（参考）

- 前頁記載のとおり、医療機関等におけるシステム一般利用者は、各施設の基準に則り本人確認（身元確認）されたうえで各施設での勤務を行っており、感染症サーベイランスシステムの利用開始時点で一定の確認が完了しているものと考えられます。
- 上記を前提としつつも、自治体の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）への「アカウント作成・変更依頼」に際しては、所属する施設のシステム利用管理者にて実際の業務運用に合わせた形で、各施設で本人確認（身元確認）をお願いいたします。

システム利用者（想定）	システム利用管理者による 本人確認（身元確認）の観点（案）
医師・獣医師、看護師、事務部職員等	<ul style="list-style-type: none">• システム利用管理者が所属する施設と雇用関係にある者であること• 氏名や二要素認証用の連絡先等が本人のものであることが確認できること

インシデント発生時の対応

- 「利用規約（感染症サーベイランスシステム）」第14条（情報漏えい等への対処）に記載のとおり、システム利用者等は、情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「情報セキュリティインシデント」という。）が判明した場合、又はその恐れが生じた場合には、被害の拡大防止措置を直ちに行う必要があります。
- 各施設でインシデントが発生した際には、**システム一般利用者は直ちに応急措置を講じ、被害拡大の防止に努めるとともにシステム利用管理者へその内容及び原因を報告**をお願いいたします。また**システム利用管理者は、必要に応じて自治体の利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に報告**することとし、利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）から指示があった場合には、直ちに当該指示に従い対応をお願いいたします。

システム利用にあたっての注意事項（一般利用者向け）

- システム上の届出の登録画面では、利用者の名前や所属する医療機関/動物診療施設の住所が自動で入力されている項目があります。入力にあたっては、以下の内容に注意していただきますようお願いいたします。
 - （参考）その他項目に関する注意事項は「届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点※1」をご参照ください。

例：DO1「全数報告トップ>新規登録>鳥インフルエンザ（H5N1）」画面「病院 診療所の情報」欄

病院 診療所の情報	
報告年月日	必須 医師報告日 <input type="text" value="yyyy/mm/dd"/> (年月日) 保健所受理日 <input type="text" value="yyyy/mm/dd"/> (年月日)
	マスタから病院を選択 ▼
従事する病院・診療所の名称	利用者の所属施設の名称が表示
医師の氏名	利用者名が表示
医師・診療所情報	必須 上記病院・診療所の所在地 ※郵便番号は未入力での登録が可能です。
郵便番号	所属施設の住所情報が表示
都道府県	
市町村・番地・号	
電話番号	

- 届出を行う施設と別の医療機関（あるいは動物診療施設）が表示されている場合は、アカウントを切り替えて登録を行ってください。 ※所属している施設ごとのアカウント発行が必要です。

- 医師・獣医師以外の利用者が登録される場合、診断した医師・獣医師の名前に忘れず変更してください。

- 施設が移転したなどの場合、自動で入力されている項目が最新化されていないことが考えられます。自動表示される住所や電話番号を変更したい場合は、システム利用管理者経由で各自治体の担当者へ変更依頼を行ってください。
- 届出内容の確認や疫学調査等で問い合わせをする場合がありますので、電話番号は必要に応じて連絡のとれる電話番号に修正して届出を行ってください。

改定履歴

版数	年月日	変更内容
1.0	令和6年3月29日	第1.0版を作成。